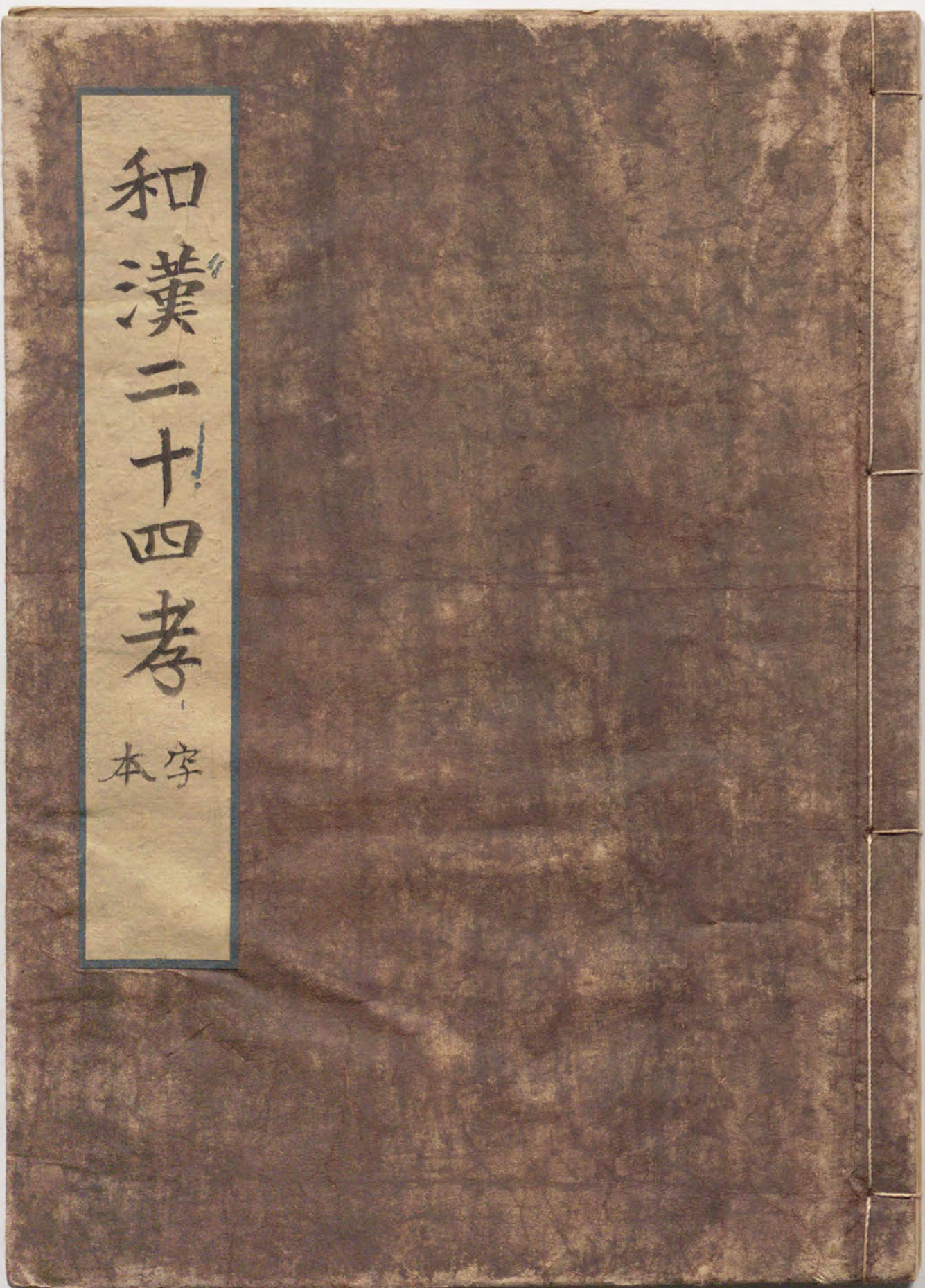
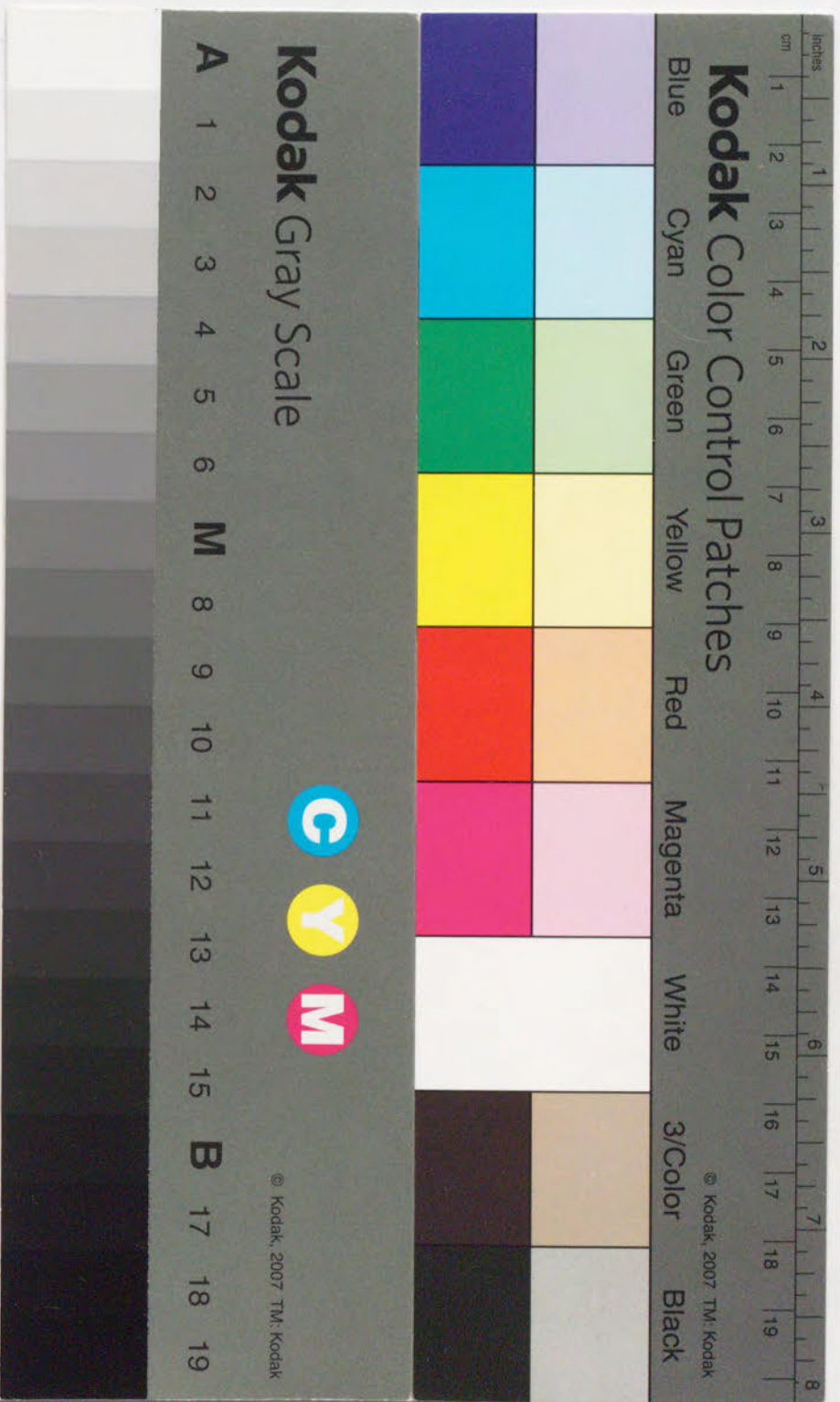




和漢二十四孝

本字

和漢廿四孝



天忠
祚孝

己亥七月

從一位平信篤顯

褒忠勸

臣節

旌孝激
人倫

己亥夏日

通培題

序

二十四孝と云ふことをわらの孝子とあ
らうとてしるは世のうそをやすとて
いふは漢軍輜重兵中尉明海存告氏
乃老父群馬縣確水郡里見村なり明海義泰
氏本朝の孝子中よりまた二十四人と
出し和漢二十四孝と云ふ書と撰しその
二十四人と詠しなむとててよといふ

本朝孝子と云ふ人をもへよりたやま
こまめらふおれよりあらぬの大士と
えりしけ玉家の大忠孝とすせんとお
しむるをれもまうものごとくも
うきもの二十四人うきをきくをきく
あはれよりいふわれと忠孝初言
まにまに急きなりなれどあ
くちまりなん生のお又そらき

すゑとくあや

明治三十二年六月

本朝廿四孝傳序

陸軍中尉明海席吉。未ふ小冊子曰。
是我父義恭所撰之本朝廿四孝子
不傳也。掲之國歌。為名題賛。則頗充
輝。且歎所載於漢志廿四孝子傳。未
乃父齡過古稀。見傳其事。則是六一

孝子。而卒得不寢病哉。顧先輩福
明翁。長歌道而至義者。故囑此。則
喜而誦之。併壽序文。知父子之威戴
不啻矣。夫聖賢之教。孝道為本。百行
根於此。不尔貴乎。而明海氏。老毛里見
邨人。乃我祖新田元中將發祥地也。

嗟乎斯父而有斯子。今希古要身臨
軍。存以移忠。為國家之干城也。可知矣。
語曰。求忠臣於孝子之門。果立此
歟。及刊成。凡頒於小學子弟。則補
世教之効。豈鮮少哉。因書所感
而為之序。

歲次己亥六月

正四位勲三等金井之恭樞

自序

余幼ニシテ兩親ト業ヲ異ニシ他ニ隨住ス稍ヤ長ズル
ニ及ビ父母ヲ失ス愈益ス親ヲ慕フ念深シ此ニ於テ幼
稚ノ秋ヨリ世ノ孝子義人アルヲ聞ケハ必ズ録シテ細
大漏スナシ書ヲ讀ミアレハ即チ之ヲ寫ス隨テ讀バ從
テ之ヲ謄寫シ而シテ父母ノ忌辰歲月ニハ鄉童ヲ集メ
テ説話スルヲ勉メタリ余今茲齡已ニ七十ヲ超ユ此間
輯録スルモノ積テ一ノ書冊ヲ成ス然ルニ世ノ變遷ニ
連レテ此書冊ニ上ル者彌々減少スル而已ナラス近年
ニ至リテハ親ハ子ヲ殺シ子ハ親ヲ殺シ九ハ毒ヲ殺シ
毒ハ夫ヲ害ス或ハ又學生ニシテ教師ヲ放逐シ師ハ生
徒ヲ相手トリテ訴訟ヲ起ス等我國未曾有ノアサマシ
キ慘事続々湧出スルモノ実ニ慨歎ニ堪ヘザルナリ斯
ク世ノ澆水子ニ陷イル其原因多クアルベシト雖モ蓋シ

智育ニ熟注シ徳育ヲ輕シズル夫レ之レが大原因乎果
シテ然ラバ余が多年輯録シタル孝子傳ハ空シク篋底
ニ藏スル恐クハ斯道ニ背シ依テ徳育ノ一助ニモト書
中著キモノ二十四ヲ謹撰シ本朝二十四孝ト名ケ漢土
二十四孝ノ和訳ト併セテ和漢二十四孝ヲ編シ今回帰
郷ニ際シ聊カ郷党子弟ニ布ツ蓋シ編者一片ノ婆心ノ
ミ余素ヨリ淺見寡聞猥リニ此書ヲ輯録ス撰擇精ナ
ス文亦失体ナキヲ保セズ加スルニ上梓期ニ迫リ勿々
剞劂ニ附ス読者幸ニ之レヲ諒セヨ。

明治三十二年六月

編者識

凡例

一此書本朝ノ部ハ概テ六正史ニ出ツト雖モ文章ハ勉メテ餘事
ヲ省キ言ヲ約セリ之レ幼學ノ輩ヲシテ簡ニ從テ要ヲ得セシメカ爲
ナリ敢テ奪リニ之ヲ脩飾セ入傳毎ニ必ズ其下ニ書名ヲ記シ以テ其
出所ヲ著明ニシツモ奪作セザルヲホス。

一古今ノ孝子婦女何ゾ止ダ十百ノミナシヤ然レモ之ヲ髣像ニ画テ
ホダ耳目ニ汎セザルモノハ敢テ收載セズ恐クハ浮説アラシ事ヲ故
ニ惟タ其事至著ニシテ郷里皆之ヲ称シ帝王國主之ヲ賞スル事
有ル者ヲ采擇シテ之ヲ輯ム然レモ本邦歷代ノ諸籍今涉獵スル
所蓋シ十中ノ二三其餘豈ニ孝子順孫ノ收載セラル者ナカランヤ
老餘博ク考ブル事ヲ得ズ故ニ遺憾ナガラ此ニ止ム。

一余カ藏スル所ノ孝子婦傳尙數千アリ其古史ニハ藤原朝臣
春津ノ如キ近世ニモ洛人宗運ガ如キ只タ孝子某ト称シテ其
事實ヲ欠クモノ多シ他日其孝狀ヲ審カニシ世ニ紹介スル事ヲ

斯ノ読者諒セヨ。

本朝之部

本朝二十四孝

仁德天皇

應神天皇才四の宮にて幼くして聰明叡知壯り
るに及て寛仁慈惠あり特に御孝行に渡らせ

玉ふとたぐひなし、然る小父弟才五稚郎子の宮をふかく御寵
愛ましまし、御位を譲り玉はんとて終に太子に立置玉し其翌
四十二年春二月かくれさせ玉いぬ、かくて稚郎子宮天皇は御兄な
れば御位につかせ奉らんと譲り玉ふ、天皇の玉はく我れ不賢なり
と雖とも豈に先帝の命を棄て弟玉の願ひに従けんやと玉ふて
固く辞して承け玉はす御身は父の遺言なれば何卒御國を治
め給へとて互にゆづり玉いて三年迄民の貢も留りず、かくていら

つこの宮先させ玉ひければ天皇叫哭しての玉く死せる人知あ
うは先帝何とか我を謂いんや云々と元年春正月遂に御位をつかせ
玉ひ、唐土堯舜の御代にもあえつべき國と治めさせ玉ふ、日本紀

賛

徽称豈虚仁德維ニ從ニ人ニ辞シ位ヲ登ニ品ニ恤シ饑ヲ經ニ學ニ之ヲ效シ孝ヲ受ニ
之推世致シ升平ヲ物通雍ニ熙ニ
九重のたのきにそれとおもほし

こやあめつちの孝の鑑ぞ

吉備兄媛

應神天皇の后也天皇二十二年春三月難波大
隅宮に御幸し玉ひ、高台にのぼり遠く望ませ玉ふ

時に妃兄媛傍に侍り西を望て悲痛の色あり、天皇あやしめ向ふ
て曰く何ぞ爾が歎サカサふくとの甚しきや兄媛答て曰く幸此祝
の父母りゆかし侍に今西の方を望み思はず歎サカサを侍也、希くは暫く
國に歸し親を省するると許し玉へと申しければ、天皇その雲より

の榮花にも泥みなく、母をしたふ心しと感し玉ひ談路の御原の海
人八十人をして、吉備の國へ送らせ、織部の縣と所領に給ひけり。

日本紀

賛

戀^ル彼^レ兄^ニ媛^ノ思^ハ親^ヲ不^レ護^ス身^ハ在^ニ北^ノ輓^ニ心^ヲ馳^ス西^ノ藩^ニ惆^ニ悵^ニ歎^ニ音^ニ
深^ニ感^ス至^ニ尊^ニ後^ニ遂^ニ帰^ス寧^ニ貴^ニ富^ニ輝^ニ門^ニ

おもひかぬそなたの空をのぞみつ

君かめくみを得し人尊とし

養老の孝子

元正天皇の御代美濃の國に最貧窶なる民あり、
老たる父に孝行也父常に酒を好めり、子小佐次
常より薪をこり、其價にて酒を調へ養ひえしき年月を送りけ
るが、或時山に入り薪をこり、つかれを助けんと、岩間の水をすくいて吞
ければ味も香もめでたき酒にてぞ有ける、人に悦びやかて汲みけこ
い父に進めければ、父乃ち大に飲て歡娛窮りし是に於て父子大に

悦ひ日々往て掘むと多けれとも歌さず殊に老父の姿も若やく
程の薬の酒なりけり、此事 帝聞し召され其地に行幸ましまし
酒泉を御覽ての玉はく天神地祇彼れが至孝に感するに非るよ
り、此嘉瑞あらんや宜く早く彼れを封して美濃の守と爲すべし
と依て直ちに小佐次を美濃守にたされ其泉を名けて養老の
泉と云ひ且つ年号を養老と改元し玉ふ、 十訓抄

賛

地^ニ出^ス醴^ニ泉^ニ是^レ順^ニ之^ニ実^ニ斯^ニ人^ニ孝^ニ順^ニ皇^ニ上^ニ盡^ス恤^ニ皇^ニ後^ニ機^ニ祥^ニ致^ニ此^ニ
祿^ニ秩^ニ祿^ニ在^ニ易^ニ象^ニ天^ニ祐^ニ之^ニ吉^ニ

わき出る水もうまさを施して

よろしく人と顯はしむけん

大部の三子

元正天皇の御時、淡部司の令史從八位上大部
の岩勝漆を掠めたりとて、遠き國に流さるべきに定り
けり、岩勝三人の男子あり、兄は祖父磨とて十二歳、次は安頭磨と

て九つ、次は乙磨として七つ、成りけるが父の流罪を悲しむ。當所、參り
言ひける様父石勝は我等と養ひんが爲めに司さる漆を過む。是に
縁て遠方に役す死を冒して伏て請ふ。我等三人のしむけいなるつになき
つとめをも承くつかふまつるべし。父が罪を助けさせ玉へとて歎きつる。聞く者
深く感し。此由を奏しければ、帝聞召れおさるきもの共のやさしき心しかた
とあわれませ玉ひ其の請を入れ玉子と官奴となし石勝の流罪を留
めさせ玉ひしと也。

続日本紀

賛

大都有兒其父伏事三兒俱言入爲收掣官感彼孝宥父貶黜兒
年幾何二十九七

おやのためとりてすかりてなきし子の

聲ろくもいたうかしよける。

蘇我造媛

みやつこ媛は蘇我の石川磨の娘にて、中り大兄の王
子に參り石川磨逆心ありと讒し申ければ、太子いかりて石川磨
と二田の塩といふものに討せられたり。造媛のいたもなづきたとへんり
たなし、それより塩といふことを聞ても思ひかちしみければ、召つかひりし
のに至るまで塩の名を改めて堅塩とて呼ける。然れども娘はなづ
きよたとへず、ついに空しくなれり。後に太子大に悔れ玉ひ御うたさすさ
まありけりとなん。

日本紀

賛

蘇氏被讒。討二田塩。造媛悲歎。日夜不寐。塩名尙忌。及於
婢僕。尤孝也。遂感動天。

おやとそれうちよし人の名も

いみし心はそこそくやさかりつめ

矢田部乃黑磨

光仁天皇の御代武藏國入間郡に矢田部

に荒爾やかよつかひけり、父母をなしく成けられかなしきつとてやせ
おとろへ、十九年の間あらき食物にて精進し引こもり居ると終始一
日の如し、帝此よしをきこしめし、感し思召て内にしるしを立て、年貢
は中に及ばず、もろもろのやくとも免るし其孝行をあらはし玉ひしとなり

続日本紀

賛

生盡色養死豈可忍哀毀齋食年積二八自非純孝詎耐
其久等矢恩露盤此草莽

みまかりしおやに心をつくしつる

まことはつれに世にきこえけり

伴宿禰野繼

征夷副將軍伴益立が子なり、宝龜十一年
に父從四位下に叙せられけるが人の讒言により

て其位をけづられけり、野繼心をとめて、さましく辛苦して終いに無
実の由を奏聞申し、父の耻ときよめてもとり位にかへりしけり、凡そ讒
言にあへば、あまたの人力を出してすくふといへとも申、申難きに、此野繼は
深く益立か冤を銜みて志々として上書し其情偽を辨し遂に人主
として南悟せしめ父の耻辱をすくさけるは是れ孝誠人と勳すに非ず
して得人やと人皆感しあへりける、

文德実録

賛

如策之巧成、見之斐古、往今未害、彼俊偉益立、離此憂心、殷
殷心孝哉、野繼、追勉解紛、

あつたふと身をも心もつくしつる

おやのなまき名さうちきよめけり

藤原の衛

贈左大臣藤原の内磨公の才十男なり、二才の時母におくれ、五才に成りける時母なき事を尋

ね聞、深く悲める有様、年たけたる人の歎か如し、父の大臣是れなむ、しりにあらずと、深く寵愛せられしが、終に立て嫡嗣と爲す衛父に仕へて孝養至らざるなく、又朝に召る母の靈前に物を供へ禮拜する、と猶生ける母に使ふるが如しされば、にや年十八と聞ゆるころ、學問人にすぐれて、智慧さとなりければ、時の人々と漢の賈誼に方るべて、皆あがめ敬ひする。

賛

文徳実録

藤家十郎才踰仲伯、五才向母哀其窶窶、十八登科、文焰赫赫、宜乎之子、遂立爲嫡。

おのつからまされ、心もすぐれつ

世に身となつる人となりけり

波自采女

采女は対馬の上あがた郡の人なり、不幸にして夫は早くおくれたり、容貌いよしからぬば慕ふ

ものあまた有て、様々云レ寄りけれとも、堅く守りて再びこと夫にまみへず、只父母につのへて孝行をつくし、父母身まかりければ、其墓のほとりに庵と結びこもり居り、島民其孝義と感じ、よへ奏しければ、時の聖主、桓徳天皇御感料めり、則終身其貢とゆるし、世に名をいさせ玉ひしと也。 続日本紀

賛

對馬何處渺海西路、夫亡守志、父死廬墓、事卽于上復、祖終身怪彼孤鳴、生伊淑人。

たてしそのみせとも高し父母に

つくし、道もまたふかきかな

紀の夏井

夏井は美濃守從四位下紀の善峯の才三子なり、心温雅にして才學博く、初め隸書と善くすると以て

授文堂に侍詔す、文德帝のとき右中辨となる夏井忠直にして時々
規諫あり上之を以て殊よ之を重んず恩寵最り渥し貞觀七年
肥後守に拜す母石川氏年六十に突す人其故を問ふ母答へて曰
く吾れ甫く肥後の風俗なる國玉清廉なれば身必ず金からずと我
子亦此地に終るか公り廉直知るべし夏井又孝行成事いたして世にた
ぐひなし一人の母におくれて悲みにたへず其死骸を野辺におくら
ず新に堂を造りて其内に納め朝夕これに入りて父母の世にい
ます時のことく三年迄つかへてめて其孝行世にあらけれかくれな
かりしかや

文德実録

贊

讚肥太守政績有聲民懷其惠母哭厥清孝奉雅厚喪
禮致誠遺骸在堂猶如事生

世にあらぬそれとかなしみうれひつゝ

世よあることくつゝのへけうしも

小野の篁

篁は參議正四位下岑守が長子なり天長九年
父におくれ承知五年遣唐使たるに母の別れを惜み
病と称して道より帰る此故に隱岐へ流されたり篁配所に至り母に
つかへて賤者のする如く水と汲み薪とこりて其身やせ衰ふ迄しづ
しも母と心せりしと其孝心深き事たとへんかなし其翌年召かへれて
終に參議從三位に叙せられける善く歌と詠と殊に和漢の學に通し
ければ我朝の入儒として物しりの名と發せられたり

贊

文德実録

天長儒臣小野爲姓卓犖文章優逸歌詠學以博物才以
輔政孝若子至那觀德性

名高き小のゝそれかしその才

子なる道さへうるはしきなり

丹生弘吉

若狹國遠敷郡の民なり父には幼けりくしておくれ
母に孝なること國人よこたへたり若し他所に行事あ

れは先づ父の墓所に行て哀泣し且つ佛經を誦みて懇ろにいとすこり
し母の心もよくなぐさめて出行けり。されば其里不作の年といへとも。此人の
田畑は雨風にもしもせず。早むりにもそこねず。蝗も入らざりけり。郷里
以て孝威の致す處とせり。此事 内裡小聞へ召し出されて、其國と
賜り位二階に叙せらる時に貞觀十二年十二月なり 三代実録

贊

丹生何人若州黎岷孝父養母叙位揚名不厄永旱不傷風蝗
孰成伊祐昊天曰明

父母につかふる道にかくして

つくろ田畠もゆにかなりといふ

難波部安良賣

筑前の人にて幼きより二人の親に孝をつくし母に
早くわかれて深く嘆き朝夕墓所に詣て行きて水
とてろぎ塵を清めて悲み慕ひけり。十六の年同國の宗像朝臣秋足
といふ人の妻となりけり。幾程もく又秋足におくれけり。其後遠近

より様々いひよる人あれど貞節の道と堅くまもり死と誓て志と
遂く遂に二夫見えざりしと其孝烈 天長の皇帝聞し召されて位
二級を賜り貢物と免れ給しとせ 日本後紀

贊

有女喪親寤寐無遺常拜墳墓深致痛悲後又夫死守義
不衰知爾爲詞伯舟詩

父母よくしつゝしてみさごとへ

たかくまもりし尊きけり

大江築周

大江匡衡の子にて母は赤染衛門なり。築周おもし
き病にて頼みすくなく見えければ赤染衛門あんど
煩いて佳吉に詣て我子の命にかはらんと祈誓して歌に「替らんと祈る命
いとしかうて扱もわかれん事の悲しき」と詠て奉りければ築周病愈ち
愈て母れいならず見えへにけり。築周此よしと聞大きに驚き急ぎ佳吉に
詣て泣て曰く我れ神徳に因て草に死せざるを獲たりまことに報賽す

べきなり然れども母と死生と易るとは切に我が忍びざる所なり仰ぎ願く
は我病と初の如にして母と恙なからしめよと身となすうち歎願しけれ
ば神明あはれみ玉ふにこそ母子共につかぬありけり、 著聞集

賛

母先禱子子後禱母母欲先子子恐吾後慈或孝或時其
敵耦其大乎神乎得與賜其壽

おやも子もいのりし道のまことにて

ともよさかえしこしめていさ

隨身公助

東三條天皇大政大臣兼家の御鷹飼武則が子
なり、常に父に孝行なり、或時公助右近の馬場を賭弓

ありしとき公助の射るとあしく仕えんじたりとて数多はれる所にて父
は公助をさんさんに打擲しけり、され共公助動かずして父の思ふまゝに
打れ居たりけり、武則怒り解けて去る人々など逃げざりしと尋ねけ
れば我父老て性急なり、我にげたらず必ず追はん追はば必ず躰つき創

れ恐らくは其身と傷け玉はんと案いてかく有りけりと答けり、大れよ
り人々公助が至孝を知りけると也、 著聞集

賛

父慈子多避之公助不避詎思惟重華既遠何能難追
允矣孝也顛沛於茲

これよこれ人の子たるの道そかし

思れるおやとふかくおもひて

橘氏妙仲

橘逸勢が娘なり承知九年逸勢罪有て伊豆
の國へ流され娘は幼なりして父の引れをかりし

み其京と出る日跡としにい行けるを警固の武士しかり留けられ共聴かず
いるは留まる躰にて夜行き終に父と相離れざるを得たり然るに逸勢
遠江國板築の驛に到て逆旅に病死しけり、娘哀哭して其骸を葬り
身は尼と成妙仲と改め墓辺に處して歎き居ける事十年に餘けり、行
人皆之が爲に涕と流す嘉祥三年五月時の帝問召され初して逸勢

に正五位下と贈り賜ひ都にかへし葬らしむ。妙仲大に喜び則ち棺を掘出し自ら柩と負て京に帰り移し葬りけり。文徳実録

賛

逸勢被諂妙仲隨行情踰嬖娘事親提榮不推事生久守墳
榮墳榮無迹斯人有名

ゆきあにき道としにいてゆきゆきて

おやにつかへしことりたふとて

伴直家主

安房の國安房郡の民にて親につかへて常に孝行なり。父母終りければ口によき味いと食せず身にあらず物をと著て歎きくらし。愛慕の餘り二親の姿と本にて造り清き所に求め置て朝夕食事と供へ禮をなして供養すること。此世に在る時に少もにかへりければ所の人感歎せざるなし。此事終に内裡へ聞へやめて後三階を賜り終身年貢を免せ且つ内宮に旌表せられしとて。日本後紀

賛

執喪承祭誰不致誠常置木狀事之如生孝行殊此人之所難豈國吾國復見丁東

父母のすかたそなへてあさな夕り

味はふもろとそなへしよし

信濃の孝兒

信濃の國何某とのやいふ人男子と儲けて母におくれ京より後毒をむかへたり。此毒都にかた

らひし男有て折々文を通いけると。或人以て某に告ぐ某乃ち毒の在らざるを須て探り求めて其文を得たり。然れども渠れ文字と識らず依て戸隠山へ入習に上らせ置し子と呼び之と読ましむ。兒之を披くに則ち艶書なり兒以爲らく此儘読みならば繼母必ず父の爲に害せられん豈に母の害のみや父も亦た安かじと遂に之と読むに他語を以てし事なき文のやうに読まし父の怒りを留めけり。繼母大に感じて大れより心を改めたり其後物を兒に贈り副ふるに和歌を以てす。信濃なる木曾路にかへし丸木橋ふみし時はあやうありけり。

兒之に答て曰く「信濃なるものすらにもやどらぬとみまひ、木々と思ふす
ありて」

抄石集

賛

晚娘有過阿爺疑之、穠々艶面、既令已披若告以実娘何予
危仁哉之子、皆異其辞

しものちやそのけいさくのふること

じきよめて人もひくらん

佐紀民直

大和の國添下郡佐紀といふ所の民の直氏の娘なり司
し郡の大和の忌寸果安といふ人の妻と成て、不幸にして

夫におくれなれども道を守り後夫ふれず舅姑に孝をつくして其
名四方に聞ゆ又まゝしむ子と我が産める子と合て八人ありけるを同じ
く憐れみ育て少もへびつる心なし義理の道といひ、孝行の道といひ、慈悲
の道といひ、一とかたならぬ賢女なりと、皆人感いけると也

続日本紀

賛

婦之順姑難於孝親漢陳州女唐盧婦人其名千載所以
予眠況乎佐紀姦亦出倫

正しくもみさをもちりては、こ草

にほふ心はみめてよすり

小松内大臣

内大臣重盛は平相國清盛の嫡子なり、然るに父の
清盛おごりを極め、君を蔑がしうにし民を苦しめ、

事につけても我がまゝのミ振舞はれ動もすれば輒ち上と犯す遂に甲兵
と動し廷臣と竄し將に法住寺殿に事あらんとするなど重盛ふかく數
きて神明佛陀に祈誓し、聖人の道と以て様々にいさめ忠言規箴至
うざる所なり、命り終るべども父と善道に引入んと諫め殘し玉ひぬ、
されば重盛存生の内々纂弒の罪に陷るとも免れしむ、よて平家の世
かたががざりしとなり、内大臣の孝亦大なりずや

平家物語

賛

子孝而歲禮之善物用力乎此諫諍若弗金革頓息暴怒

是懲^レ命^ヲ或平氏斯人先覺

としすれけすさふちふの山おろし

そとよきかたよふき直しつゝ

薩摩福依賣

薩摩國のいやしき民の娘なり。老てもより

身もかしけて人にふれわづかの物を得て父母と養ひ藥を求め
與へてつふる事二十餘年日夜辛勤して容顏皆悴ふ見る者憐み
ざるよし殊に其身いやしきながら貴人の如く父母と重く敬ひもて
つし人と交るに貴人の振舞の如く假りにしたはふれたることなし。
仁壽の帝の御時終に奏し申しければ頓て位三級を賜り門にしろ
しと立て家榮けると也

文德実録

贊

薩州窮民老無男兒唯一女克敬養之侍姑皆安
居諸屢移可憐賢淑桃矢矢失時

父母の老につかへてあなになふと

やっやっしさとみせぬかしこや

北條泰時

鎌倉の副將軍北條陸奥守義時の子にて
鎌倉執權職をつぎたり。然れ共父の泰時にこ

えて他の弟妹を寵愛すると深かりければ泰時父の心と以て心と
つし常に諸弟妹を厚く父死去の後猶ほ衰へず其所領を弟
妹に多く分け與へて我れは少く受けること。尼將軍聞て大に驚き改
め正数分け與ふべしと沙汰有りける。泰時答て曰く臣無似り
りと雖も政事に與るとも得にり。烏も永地を競望せんやわづ
弟妹として喜ばしめ人のみと。尼將軍涕出で言ふ所あらざり。泰
時疆りて之を聽さる。泰時欣然として退き諸弟妹を会し告て
曰くこれ尼公の仰てそとて初めの如く分けあたへしと也。倭論語

贊

父母之子孰不受之父母没後其愛或衰唯北條氏存没

井改噫彼覽墻孝惡乎在

かねてより父の心のそこくサテ

そのはらからにおもくわけん

楠帶刀正行

正行父正成淡川にて討死せられしを歎き、
自害せんとせしを是父の志にあらずと母に諫
められしより死を止とまり忠孝をけづみしと天下の目を驚かせり或
時帝の辨の内侍とていとやんごとなき侍を正行に賜けりんと勅
諭有ければ正行「とて世になからうべくもあらぬ身の假りの契りと
いかて結すけん」と詠てかたき辞し奉てけり此く暫らくも父の遺言
を忘れざりし其後数度の戦場に於けるよく足利の勢を挫き愈益
家聲を揚ぐ正平四年春正月正行三千騎を率ひ師直の勢
八万と四條繩手に対し兵勢甚だ鋭く向ふ所前より北軍秋山
等の數百騎先づ死し武田伊豆等の七百餘騎大半又た之に
死す次は細川等の五百餘騎次に仁木右京等の七百餘騎次は宇

都宮等の五百餘騎次に細川の七千餘騎各怒馬に汗し鉞鋒
と摧く正行歴々之と相当る鷹の如くに揚り虎の如くは猛りし
北兵等支ふる事能はず小鳥の如くに驚き魚の如くに散る死傷
算なし走者踐騰踉蹌或は八幡を過ぎ或は都門に入る師直
危き事甚だし上山六郎自ら師直と称して以て死し師直が急
を救ふ正行其首を得て大に悦ぶ既にして師直猶在りと聞きて
怒り進も死傷又山を爲す師直愈急なり巧射須々木四郎
累りに正行を射て之に中つる事五矢身に入る事皆深し惜しい哉痛
ましい乎正行將に殞れんとす然れども猶敵人の手に死せん事と
惡んで弟正時を招て之と相刺して絶す年僅かに二十有五天下識
ると識らざると涙を霽さざるもの靡かりしと也

太平記

賛

速事繼志於孝豈微才幼雌伏及時雄飛摧堅若朽
視死如歸四條原上時不露衣

かへらしとさためて出てしり山

ふかきることと世につたへり

後三條院

此帝いまだ太子にておししける時、常に北斗星と拜ませ玉いけり。成尊僧都と云ふ法師折々御祈禱の爲に其宮に候禳しけるが、或時僧都申上る様殿下にて何の爲の御祈りにて北斗星と拜ませ玉ふにやと尋ね奉りければ、帝御召れての玉はく父の御在世と千代万代と祈る程にやうもすれは我が即位の事急ぐ心の出来て罪深く思ふ故に其心の出てぬやうにとてこそ北斗は拜むれといひ玉いしと也

古事談

贊

人之拜斗多求福壽、穆彼青宮所禱、何祐自非謝罪乎天、忠孝之言、聽者泣然、

あなふと父のみかとり子代八千代

それのみふあふのりましつゝ

本朝二十四孝終

漢土之部

漢土二十四孝

舜帝

大舜は至て孝行なる人なり、父の名は瞽瞍と云へる一段頑にして、母は嚚を人なり、弟と大り、傲りていたつ

らんなり、然れども大舜はいたすら孝行を至せり、或時歷山と云ふ所に耕作しけるに、彼れが孝行を感じて、大象来りて田を耕やし、鳥飛び来りて之れが爲めに耘り、耕作の助けを成したると也、抑て其の天下の御主とば堯王と申し奉る、姫君まし、姉とば娥皇と云ひ妹は廿英と申す、堯王則ち舜の孝行なる事を聞し召し及ばれ、九人の男子とば舜に属せしめ亦た御娘を後に備へ終に天下を譲り給へりと是單へに孝行の深き心より起れるなり。

隊々耕田象、紛々耘草禽、嗣堯登宝位、孝感動天心、

漢文帝

漢の文帝は漢の高祖のオ三子也。幼なき御名をば恒

に伏せられし事三年に及びき此向帝には衣帶を解かず又安眠ましまさず湯藥を服せらるる時は勿論万の食事を參らせらるる時は先自うぬし召し試み給へりと兄弟も数多ましきしげれ共此帝ほど仁義を行ひ孝行成るはなかりける。此故に陳平周勃など云ひける臣下達王になし參らせたり。夫より漢の文帝と申侍りき。夫れ孝行の道は上御壹人より下万民に至る迄あるべき事なりと知ると雖も身に行ひ心に思ひ入る事は成難きと忝けなくも四百余州の天子の御身として如此の御行ひは尊ぶかりし御志しにこそ。さるほどに御代も豊かに民も安んじけるごとし。

仁孝臨天下。魏々冠百王。漢廷事賢母。湯藥必先嘗。

子孟宗

字恭武

孟宗は幼くして父に後れ壹人の母を養へり。母年

老て常に病み煩めり。食の味はしも毎度かきりければ由しなき物を

望めり。冬の事なるに竹の子も甚に好めり。即ち孟宗竹林に行き求むれども雪深き折れぬなどか容易く得べき。偏へに天道の御憐みを頼み祈とかけて竹を抱て大に悲ける程に俄に大地裂けて筍子あまた生出たりけり。孟宗大に喜び則ち採て歸り羹ものに作り母に供へたりけり。其後ち向もな母の病も癒て齡を延べたり是單へは孝行の深き心を感じて天道より與へ給ふなり。

刻木爲父母形像在車新寄書諸子姪各要孝其親

丁蘭

丁蘭は河内の野王と云ふ所の人也。十五の年母に後れ永

母に仕へぬる如くせり。丁蘭が妻ある夜の事過ちて灯を以て木像の面を焦したれば瘡の如くはれ出でうみ流れて二日を過しぬれば妻の頭が及びて切なるやうに成りて落たる程に驚て佗言するを見。丁蘭は思議に思ひ。掘向して実を得。大に怒り木像を他に移し妻をして三年佗事をなせしめたり。さる程に或る夜木像は自ら内へ歸りたりと云

夫れよりして假初の事とも木像の気色を伺ひたりとぞ、箇様は不思
議成事あるは其孝行を成したる最と篤実なるが故なりべし。

刻木爲父母形容在回新寄言諸子姪各要孝其親

問子鵲

求めて二人の子をもてり、後の妻我子と深く愛して、まゝ

子をいたく憎み、嚴寒の候其子の衣服には綿絮を入れ損の衣には芦
の穂を入れて着せたり、一日父車に乗り損として馬を御せしめしに寒風
殊に甚しく損体冷へて鞭を失へり父之を責め共損敢て自ら云はず、
父察して之を知り後妻を去らんとしければ損諫て云ふ様、繼母と云りた
らば三人の子寒かるべし、今吾れ壹人寒きを堪うべからば、弟の二人は暖か
成る可しと父之を好して止めければ、繼母も是に感じて後にはへびてなく
慈愛しみ旧の母と同じくなれり、唯だ人の善し惡しは自らの心に有と古
人の云ひたりけるも理なりとこそ思ひ侍る也。

史氏有賢郎何曾怨晚娘尊前留母在三子免風霜

曾參

曾參ある時山中へ薪を取りに行きたり、母留守に居たりける
に親しき友来れり、是れに郷食應し度思へども曾參は内

に在らず、家旧とより貧しければ叶はず、曾參に帰れかしとて、わづかに其指
を嚙り曾參山中に薪を拾ひ居たるが俄かに胸をわきしける程に急ぎ
家に帰り跪て安否を訪ふ母有し事からさ具さに語りけり、斯の如く指を
かみたるが遠きに應へたるは不斷孝行にして親子の情深を驗し成るべし、
惣じて曾參の事は、人にかかりて心と心との上の事を云へり、奥ゆかしき事に
こそ。

母指纔方嚙兒心痛不禁負薪歸未晚骨肉至情深

王祥

王祥は晋の瑯琊の人なり幼なくして母を失へり、父後妻を
求め名を朱氏と云ひけり、繼母の事なれば父の居る時は常に王

祥を惡く云ひけり是に由て愛を父に失ふ然れ共怨みとせずして繼母に
もよく孝行を致しける故に瑯琊府と云ふ所の川へ求めに行ぬ、され共
冬の事なれば氷とて魚見えぬ、即ち衣をぬぎて裸かと成て、氷の上にあし

魚の事を悲み居れば、水少しとけて魚ふたつ踊り出たり。則ち取り得て母に與へたりとぞ。其後名聲大に顯れ太保に進みたりと是れ偏に天其孝を感じての故なるべし。

繼母人間有王祥天下無至今河水上一片臥冰摸

老萊子

老萊子は二人の親に仕へ孝行類ひなき人なり。萊子七十歳にして身にうるけした衣と着け、幼き者の形ちに装ひ舞

戲もれ又親の爲に給仕をするとき、態と跪つきて転び幼兒の泣くが如く涕を又親の傍に離れどと弄び以て親の喜ばんことを欲しけり。此頃七丁に成ければ形ち麗はしからざる程に、さころ此容ちを親の見玉けり。我子の年寄りたるを悲しく思ひ給ひ人事を恐れ、又親の年も寄りたると思はれざる様にとの爲に此く振舞を成したるなり。

戲舞學嬌痴春風動絲衣双親開口笑喜色滿庭園

毒詩

毒詩は母に孝行なる人なり。母常に江の水を好み又生魚の膾と嗜みければ、則ち毒詩毒として六丁里の道と隔ちて

たる江の水を汲ましめ、又魚の膾を能く調へ供ふ。夫婦俱に常に能く仕へり。或時毒詩が家の傍らに俟まち江の水にかわらぬ泉湧出で朝毎に水中に鯉あり、是を取て母に供へけりと箇様の不思議なる事の有りけるは、偏へに毒詩夫婦の孝行と感じて、天道より與へ給ふ成るべし。

舍側甘泉出一朝雙鯉魚子能知事母婦更孝於姑

唐夫人

唐夫人は唐の崔山南の祖母なり。姑わ長孫夫人年

にけて齒無し萬の食齒に叶はず。唐夫人毎日必ず櫛洗す其梳洗全く備れば即ち堂に昇て己が乳を進む故に姑粒食せざることを數年に及ぶも健かなり。或時曾祖父長孫夫人の遺情を思ひ、いと年より煩うけつきて此度は死せん事と思ひ、家族を集めて云る様、我れ嫁唐夫人の恩情を受くると年あり今之と報せずして死せん事残り多し。願ふば我子孫の婦此の唐夫人の孝義をまね行はれよ之れ我家の末々も繁昌すべしと云終りて長逝たりと箇様に姑めに孝行なるは古今稀なりとて、人皆譽言たりと、去れば頓て報し

未りて其家未代までも繁昌せしとぞ。

孝敬崔家婦、乳姑晨饗梳洗此恩無以報願得子孫如。

楊杏やうきやうは豊とよの子なり、十四歳の時父と俱に山中へ行しに、忽ち猛虎に逢へり、楊杏父の命を失く人事を恐れ我身と忘

れ蹶躍して向ひ雙手を舉げて進みつゝ虎の隣みを頼み奮ふるくは吾が命を虎と與へ父と助け給へと覺へず兩手もて虎の頭を握持す今迄勢ひ猛く取食はんとせし虎俄かに尾をたれ逃げて退きければ父子共に虎口の難と脱がれ恙なく家に帰りつると也、是れ單へに孝行の志し深き故に斯く奇特と現はせる成るべし。

深山逢白額とらえい努力搏腥風父子俱無恙脱身栗口中。

董永は幼なき時に母に分れ家貧にして常に人に雇はれ農作をなし賃錢を取て日を送りたり、父老て足も立たざれば小車を作り父と乘せて田の畷せにおゐて養ひたり、其後父没し歎か悲む事甚し、又葬禮と營みたく思ひけれ共家貧しくして能はず依

りて身と賣り葬禮と營みたり扱て彼の錢主の許へ行きける時、道にて一人の美女子を迎ふるに逢ふ、彼の女董が妻に成らん事を求め、依て伴ひて主家に至り縑の緡三百疋と織りて償ふことを約す、即ち主家に在りて織ると一月にして完成す依て夫婦歸て最初金ひたる槐陰の所に至る婦人董永に云ふやう、我は天上の織姫なるが、神汝が孝行を感じて我と降じし、償めを償のけせたるなりとて忽然天へて昇りつるとぞ。

葬父貸方兄、仙姬陌上逢、織縑償債主、孝感動蒼穹。

後漢の黄香字は文強と云へる人は安陸の人なり、九歳の

時母に後れ父に能く仕へて、暑き折は枕や床を煽りて涼しくし亦に冬は至つて寒き時には衾より冷めを哀しんで、我が身と以て暖めて供へたり、箇様に孝行なる故、太守劉護と云ひし人其内に標れとて、彼れが孝行を譽めたる程に夫れよりして人みな黄香こそ孝行才一の人なりと知りたる也。

冬月温衾煖夏天扇枕涼兒童知子職千古一黃香

王裒

王裒は魏の王儀の子。嘗て陵の人なり。父の王儀不慮の事
なよりて司馬昭の爲に殺さる。裒之と記す。其方へ向ふて座
せざりし其父の墓所に至るや必ず跪踞を禮拜して。柏の樹に取附て
泣き悲む。枉に涙に掛りて樹も枯れたると也。母は平生雷なりと恐
れたる人なれば。母死しなれる後。疾風猛雨殊に雷電の折
よ。裒は母の墓所へ行きて。拜跪して曰く。裒是にあり。惧るゝを。勾
れとて墓を巡り死したる母に力と添へたり。死して後。母の棺に孝行
を。しけるは。以て生ずる時の孝行まで押し計られて有難き事どもなり。

慈母怕雷。氷魂宿夜臺。阿香時一震。到墓遶十迴。

郭巨

郭巨は河内と云ふ所の人也。家貧し。ふして母と養へり。
妻一子と生て三歳にたり。郭巨が老母彼の孫と愛
くしみ。我が食事と分け與へける。或時郭巨妻に語る様は。我貧
なれば。母の食事とへ不足と思ひし。母上其食と分けて彼に給ふ。嗚呼。

無ぞ心に乏しかるべし。是偏に我が子の有が故也。所詮世ちと夫婦
にらば。子は再び産む事あるべし。鬼も角。此子と埋て母と能く養ひ
度思ふ也。涙ながら云ければ。妻は遠が哀しく思へとも。夫の命に違
はず。彼の三歳の兒と曳つれて埋に行き。泪を押へ。つ少し掘りけるに
黄金の釜と掘出せり。其の釜に不思議の文字あり。其文曰。天賜。孝
子郭巨。官不得取。民不得奪。云云。此意は天道より郭巨に給ふ
程に餘人取る可からずと也。則ち其釜を得て喜び兒と埋すに。婦り彌
より孝行と盡せると也。

貧乏思供給。埋兒願母存。黄金天所賜。光彩照寒門。

朱壽昌

朱壽昌は七歳の時。父朱巽其母を去れり。されば母と
能く知らず。之を四方に尋ね求む。其終に逢はざる事五十
年に及べり。神宗皇帝の時。壽昌其官祿及び妻子を捨て。母に逢は
ずば再び家に帰らずと云て。秦と云ふ所へ尋に行けり。其途すがら。母に
逢せて。玉へとして自身より血を出して。經と書き。て天神へ祈ふ。か

尋たり、或る時同州に至り雨を路傍に避けしか一老嫗の濕薪を負
ひて来れるあり其語る事と聞くに我々奇昌は之と知らざるべしと奇昌曰
驚き進みて之と向へば其母劉氏なり奇昌泣きて大に喜び共に
故郷に帰り孝養せり官と棄て去る者は再び之に任せざる法なれ
共雍州の大守錢明逸之と天子に奏し詔して官に就かしめたりとなり
七歳生離母睽違五十年一朝相見面喜氣動皇天
剡子剡子は親の爲に命を捨んとしづる程の孝行なる人なり父母
老て共に兩眼を煩ひしに目の藥なりとて鹿の乳を望めり之を得
る甚だ難きを業なれども剡子固より孝なる者なれば親の望みを叶へたく
思ひ則ち鹿の皮を着て数多群りたる鹿の中へ紛れ入ければ獵人これを
見て実の鹿と思ひ射殺せんとす剡子驚き我々実の鹿にあらず親
のため目の藥に鹿の乳を求んての事也と語る獵人大に感じ救す
還へしける孝行の心深き故に矢を逃れて帰りたり抑も人として鹿の
乳を需むればとて争ひて得ざるべしなれども斯く思ひ入りたる孝行の

心根想ひやられて哀れなり。

老親思鹿乳身掛褐毛衣若不高聲語山中帶箭歸
蔡順さいじゆん蔡順は汝南と云所の人なり王莽の代天下大に乱れ又飢饉
にて食事に乏しければ母の爲に桑の実を拾ひ黒色に熟し

るとき器に盛り熟せざるを他の器に分け居たり然るに飢饉等の爲め
盜賊横行の時なれば此所へ赤眉と云ふ人を殺し剡を取んとする賊逼
りかりて怪て蔡順に向ふ様は何とて二た色に分けると言ひければ
蔡順云く我れ老母あり故に此黒く熟したるは味ひ甘きを以て母に供
へ赤色の者は未だ熟せず味ひ甘からず我之を食ふなりと語りければ
心強き無道の者はなれ共彼れが孝行を感じて米三斗及牛蹄一雙の
肉を與へ去れり順大に喜び即ち之を母に進め自からも食すれ共長日
肉を盡せりと也是孝行のしるし也

黑槩奉親園啼飢迴滿衣赤眉知孝順牛米贈君歸

庾黔婁

庾黔婁は南齊の時の人也、（ヤリウツル） 屏陵縣（ヤリウツル）の令となり、到りて
るが木が十日にもならざるに忽ち胸さわがしける程に父の疾
み玉ふかと思ひ官を捨て歸りければ、寒の如く父大に病みて二日目なり、黔
婁醫師を招き瘳し劇しと問ければ、病者の糞をなめ試むるに苦
からば宜かるべしと語りければ、黔婁安んず事也とて嘗めて見るに味わい
宜からざる程に父の命久しからざることを悲しみ北斗星を祈り身が
わりに立ん事を誓願せると也。

到縣未旬日、（ヤリウツル） 播庭逢疾深、願將身代死、北望啓憂心、

陸績六才の時、袁術の家に宿し、橘を食して待過せり、
陸績は橘を三つと懷中にす、而して歸る時に過るを落

せり、袁術その舉動をみしければ、陸績跪跪して謝して
曰く我母世珠に橘を好む故に我が爲に食し給ふ珍菓をむ
げに食はんことを惜み家に持歸り母に供へんと思ひなり、袁術
是を聞て幼なるを以て國材なりと懸け古今なりと譽たり、是

より天下の人彼が孝行を知りたまふ也、

孝悌皆天性時六歲兒、袖中懷赤橘、遺母報、（ヤリウツル） 飢饉、

張孝張禮

張孝張禮は兄弟共に飢饉の年に八十余の
一人が盜賊出で來りて張禮を殺して食はん、す張禮悲し

事と進んで後再び來りて殺せんを約して、家に歸り
母に食を遺つて後、約束の如く彼が所へ行にけり、兄は張

孝之を弔て又跡より行と盜人に云ひける様は、我は張禮よ
り肥なる程に食すよに云ひけり、我を殺して張禮を扶けよと
云へり、又張禮は我は初より約束なりとて死を爭ひければ、

彼の無道なる者も兄弟の孝を感じて俱に死を覓し、木二石
塹一駄もふへり之を得て歸り、彌々孝道を盡せしと也
偶值緑林兒、代立云、瘦肥人皆有兄弟、張氏古今稀、

江革

後漢の江革は幼くして父に後れぬに事へて孝養至る
 ざる所なし當時後漢の世大に亂れ盜賊の禍害甚し
 江革乃ち母を負ひ峻山峻路を冒して下邳に難を避けしむ
 或曰山中にて盜賊に劫めざる江革涙を垂れて老母の介
 と助けよと請ひしめは賊も木石に非ざる若くは威にて
 殺す事と止め却りて便路を描し亦是に由りて遂に大隣
 へ下邳に至り居を定め人の傭役し僅かの貨錢を得つゝ
 母を不足りて養ふれども後故郷へ歸るに母を車に載
 せ自身挽て還れり此事官に聞え高き位に昇れり也
 負女逃危難窮途賊犯頻々宋求俱獲負傭力以供親
 吳猛は其家の甚だ貪しして夏蚊帳を千ちて盡し又母
 の傍に臥し虫けりたり其心布ふは又母を喰ふす我を
 飽むを食ふしと云ひ衆蚊肌膚に聚るを帷も敢て駆せず
 膏血に飽みて去りしを親の方へ蚊の行ぬ様に免めしと云れ

猛が八才の時なり幼なり者留様に孝行なる親を愛する
 に至れり云々

夏夜無帷帳蚊多不敢揮恐渠膏血飽免使入親室
 山谷 黄庭堅は山谷と號し詩文に長す宋の哲宗の時太史と

解の言葉も試みて通つゝ兩便の苦も他人に任せず自身あり難
 事と云ふなり云々事此の如く成しければ此人の孝義天下に現はれ
 たりと云

貴顕聞天下平生孝事親及泉涓涓涕零婢妾山豆豉以

跋

我先祖源義門ニ出ツ後々家世一子ヲ僧トナスヲ以テ例ト爲ス
父義恭ハ乃テ七七世最上義方ノ第二子ニシテ出テ秋本氏藩内
泰寧寺恭順ニ随ヒテ齋戒ヲ後々不敵山ニ登リ修行中可延
元軍權大僧都トナリ 輪王寺ヲ大旨ヲ蒙リ上毛榛石山頭
頭ト爲リ此頭別當ヲ兼ス

明治紀元皇政復古社寺令我ニ於テ職ヲ改メ復錦シテ神宮
ト爲リ榛石山ノ祠ニ属スル故ノ如シ而シテ後々同山見郷ニ住ス
於是凡三十里未タ嘗テ歸省ヲ果サズ此間蚤ク又母ヲ養育シ
追慕措ク能ハズ依テ況ク古今ノ孝子義人伝ヲ録シ世ノ子弟ヲ
シテ其德ニ化ヤシムヲ以テ聊カ祖父母追孝ノ務メトナセリ
其說話スルヤ毎ニ我ト毛ノ人孝道忠誠ナル高山正之ヲ
引證シテ曰ク正之長七尺有余鬚髯神ノ如ク天資耿直ニ
シテ高邁奇節アリ心頭常ニ我レナク天地ナク只 白雲室ニ

一ニ晩軍秋原正二位菅原胤長中山大納言等ノ諸
公卿ニ交リテ神紳会ヲ勤カシ遂ニ其忠誠
天聰ニ達シ奇特ノ事ニ敬感マシマシ夜中宿ニ罷顔ヲ
拜シ奉リ以勅ヲ賜ムノ光榮ヲ辱スルニ至ル其 禁裡ヲ
拜スルヤ五才ニ一拜十才ニ再拜誠惶虔仰 措ク處ヲ知
ラザレト當時正之ノ詠スル歌ニ

我とわれしーろしかりや

天皇ノ再リ御聲ノあゝるうれし

トアリト又彼が京師ニ至ルヤ必ズ三條橋頭遙カニ 天朝
ヲ望ミ地ニ座シ拜跪シテ曰ク草芥ノ臣正之ト此慷慨烈
目ノ如ク大忠臣か天明七年 祖母ノ病歿ニ際シ其喪中
行事ニ附八軍ニ月十七日林家ノ學生、根下要助が物誣
ヤシトテ或書ク云ク上毛ノ高山彦九郎ト云ヘル者慷慨奇世ト
聞ク此人祖母ノ喪ニ遭ヒ日夜哀痛再期ノ喪ヲ服セントス其兄之ヲ

止レドモ聴カズ方一向計ノ業屋ヲ祖母ノ冢側ニ結ビ風雪寒暑ノ
厭ヒテ此ニ栖居スル事三年哀惜百ノ如シ藥粥モ尙ホ喉ヲ下ス能
ハス肉脱骨立恰モ枯木ノ如シ或人高山氏ニ祖母ノ喪ニ斯ノ如キハ非
禮ナラント云レ即答テ我幼ニシテ父母ニ後レ祖母ノ鞠養ニ倚リ
人トナレリ故ニ父母ノ恩アリ此ノ如キ云々ト嗚呼君ハ奇世ノ忠臣ニ
シテ又此孝アリ夫レ忠臣ハ孝子ノ内ヨリ出ト証言ニ非ルナリ
看ヨ段後八十六年

明治皇帝ノ御代特旨ヲ以テ正四位ヲ贈ラレ高山神社ノ
神号ヲ賜ヒ果社ニ列セラル汝等能ク公ニ效ヒ假初ニモ孝道
ヲ思ハ可ラス孝ナレハ即チ忠ニ從フ事ヲ心ニ銘セヨト常ニ郷黨
子弟ニ語ルリ爾ノ祖父ノ令ヤ齡吉祥ヲ過ノ聊カ感ズル處アリ
不書ヲ纂輯ス某竟汎ク世ノ子弟ニ頌チ明治廿五年十月三
十日ノ教育

初語ニ副ハシメントナリ希ハクハ世ノ諸子老父ノ微衷ヲ諒シ

本書ニ據リ高山氏ニ鑑ミ之思ソノ正氣ヲ淬励シ德器
ヲ成就シ父母ノ孝ニ兄弟ノ友ニ而シテ克ク忠ニ我門ノ精
革ヲシテ益々光輝ヲ放チテ事ヲ庶幾ス

明治三十二年七月

男 從七位勳六等功五級 明海虎吉謹跋

明治三十二年八月六日印刷

八月發行

群馬縣水郡里見村

著者 明海義泰

發行所 東京市西谷區坂町六十八番地

印刷者 藏持増男

東京市四谷區信馬町三丁目十三番地

印刷所 四溪舎

群馬縣水郡里見村

發行所 明海書院



